

自転車ものれば 車のなかまいし

覚えて守ろう! 自転車安全利用 五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道通行できる場合

標識等が
ある場合



13歳未満の子ども
70歳以上の人など

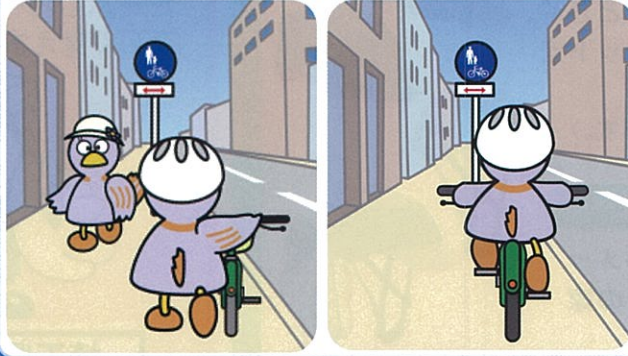
自動車等の通行量が著
しく多い

道路幅が狭く、自動車
等と接触する危険があ
る場合など

② 車道は左側を通行

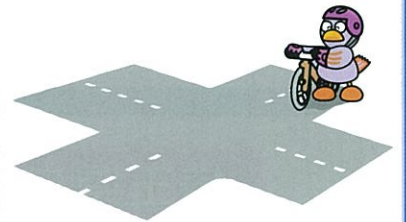


③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



その他 こんな乗り方もやめましょう

- 傘差し運転等
- 携帯電話・イヤホン等の使用

⑤ 子どもはヘルメットを着用



埼玉県マスコット
「コバトン」

毎月10日は 「自転車安全利用の日」

自転車の安全利用について考えてみよう
・ 交通ルールを守ろう
・ 自転車のマナーアップに努めよう



自転車も損害賠償保険に加入しましょう!

損害賠償事例

自転車でも多額の損害賠償を求められることがあります。

- ・ 自転車と歩行者の事故 約9,500万円
- ・ 自転車同士の事故 約3,000万円

保険の種類

- T Sマーク付帯保険
- 自転車総合保険
- 個人賠償責任保険 等

※詳しくは、損害保険代理店や保険会社、自転車安全整備店にご確認ください。



定期的に点検・整備をしましょう!

自転車利用者は…

- 自転車に乗る前に自己点検を行いましょう。
- 自転車店で定期的に点検整備を受けましょう。
- 整備不良自転車の使用はやめましょう。

合言葉は、

ブレーキ
タイヤ
ベル
サドル
ハンドル・反射材
ライト



乗車用ヘルメットを着用しましょう!

幼児・児童の保護者は…

- 幼児・児童が自転車を運転するときや、自転車に乗せるときは、ヘルメットを着用させましょう。
(道路交通法で努力義務とされています。)

生徒や高齢者とその家族は…

- 中学生・高校生や高齢者もヘルメットをかぶりましょう。また、その家族は着用を勧めましょう。



歌っておぼえよう♪

自転車の大切なルールである「自転車安全利用五則」を「5Song」として「すたーふらわー」に歌ってもらいました。楽しく覚えましょう。



埼玉県警マスコット
「ボボ美ちゃん」

埼玉県警 5 Song

検索

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例

埼玉県では、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行できる地域社会を目指し、平成24年4月1日に「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。

自転車安全利用指導員

県知事が委嘱した自転車安全利用指導員があなたの街や学校で、自転車の安全な利用に関する指導・助言を行っています。

毎月10日は自転車安全利用の日

条例では、県民の間に広く自転車の安全な利用についての関心と理解を深めるため、毎月10日を「自転車安全利用の日」と定めています。



詳しくは、県のホームページをご覧ください。

埼玉県 自転車条例

検索

